

# 國學院大學學術情報リポジトリ

文章と「経国」：  
勅撰漢詩文集の編纂からみる平安朝漢文学の展開

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 楽, 曲, Yue, Qu メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000663">https://doi.org/10.57529/00000663</a>

# 文章と「経国」

— 勅撰漢詩文集の編纂からみる平安朝漢文学の展開 —

## 楽 曲

はじめに

弘仁五年（八一四）から天長四年（八二七）にかけての僅か十三年の間に、『凌雲集』・『文華秀麗集』・『経国集』という三つの勅撰漢詩文集が編纂された。こうした頻繁な勅撰文学集の編纂は平安朝漢文学の華やかな展開を示すとともに、天皇の主導によるこの時期の漢文学の公的性格をももの語っている。平安初期漢文学の公的性格については、これまでさまざま視点による多くの先行研究が蓄積されてきたが、それらは基本的に

曹丕の『典論』「論文」（以下『典論』）に基づく「文章経国」思想との関係をめぐって論を進めるものであった。「文章経国」思想は平安初期漢文学の理論基盤をなしたものであるという認識が今日ではほぼ定説となっているが、改めてこの認識が定説化されるまでの経緯を見てみると、こうした位置づけについてはいまだ検討の余地を残しているように思われる。従って、本稿は先行研究を踏まえ、改めて「文章経国」思想のありようを考察し、さらに勅撰漢詩文集の編纂ということがらを基点として平安朝漢文学の展開及びその公的性格を検討する。

一、「文章経国」思想について

曹丕『典論』の「蓋文章経国之大業、不朽之盛事」の一句は、長い間「漢風謳歌時代」のスローガンと見なされている。この一句に基づく「文章経国」思想に関するこれまでの先行研究を整理すると、大きく以下のような二つの説に分けられる。まず一部の研究者は「文章経国」思想は曹丕の本意からかなり離れているとは言え、文学を国家経営の大業に結び付けることを通し、勅撰漢詩文集の編纂や平安初期漢文学の隆盛を成就させた<sup>(2)</sup>と指摘した。それに対し、「文章経国」思想はただ君臣唱和の文学の往来を正当化するための抽象的な借り物に過ぎないと論じた研究者もいる。<sup>(3)</sup>このように「文章経国」思想の機能に対し、諸先学の認識はそれぞれであるが、それを平安初期漢文学の理論基盤とみる点は一致している。では、こうした認識は一体どのように定着してきたのか。

近年、改めてこの問題を組上にあげたのは滝川幸司氏である。氏は先行研究の整理を通し、平安初期の「文章経国」思想の存在は主に嵯峨朝の三つの資料を根拠として論じられてきたことを指摘した。一つ目は『凌雲集』序における『典論』の引用。

二つ目は『日本後紀』に収録されている弘仁三年（八二二）五月二十一日の嵯峨天皇勅に見える「経国治家、莫善於文。立身揚名、莫尚於学」の表現。三つ目は『統日本後紀』承和十四年（八四七）十月二十六日条の有智子内親王薨伝に記されている嵯峨天皇詩の「忝以文章著邦家、莫将采葉負煙霞」の一句である。以下、滝川氏の論述を踏まえながら、改めてこの三つの資料をもとにして「文章経国」思想の実相を検証する。

まず『凌雲集』序の冒頭では「魏文帝有曰、文章者経国之大業、不朽之盛事。年寿有时而尽、荣乐止乎其身。信哉」と記されている。管見のかぎり、これは日本における『典論』の受容の最古例である。しかし受容と言っても、上掲の一文の引用以外は、「文章経国」に関する理論の展開、或いは『典論』に対する他の言及は一切見当たらない。そこで、波戸岡旭氏は、冒頭で古典を引用して論の主旨を語る形式は詩文集の序文によく見られるものであると指摘し、滝川氏もこうした書き方は早くも『懷風藻』序に現れ、『凌雲集』序の『典論』の引用は「時代思潮を示すものとして宣揚されたのではなく、あくまで勅撰集編纂の正統性を示す根拠として導入されたと考えるべきなのである」と指摘した。<sup>(5)</sup>確かに両氏の指摘のように、『凌雲集』

序の『典論』の引用はただ形式的なものかもしれないが、問題はこの形式が用いられた理由ははたして「文章経国」思想の影響であるかどうかということである。この問題に答えるためには、続いて前掲した他の二つの資料を検討しなければならない。

勅。経国治家、莫善於文、立身揚名、莫尚於学。

是以大同之初、令諸王及五位已上子孫十歲已上皆入大學、分業教習。庶使拾芥磨玉之彦、霧集於環林、吞鳥雕虫之髦、風馳乎壁沼。而朽木難琢、愚心不移。徒積多年、未成一業。自今以後、宜改前勅、任其所好、稍合物情。

（『日本後紀』弘仁三年五月二十一日条）

右は嵯峨天皇勅の全文である。傍線部が即ち従来嵯峨天皇乃至平安初期の「文章経国」思想の表徴とされてきたところである。具体的な考察を始める前にまず指摘しなければならぬのは、実はこの一文は嵯峨天皇の独自の発想によるものではないことである。当該勅に先立ち、奈良時代の『懷風藻』序においては、天智天皇の崇学理念として「調風化俗、莫尚於文、潤徳光身、孰先於学」の一文が取り上げられている。先行研究が指摘するように、これは唐太宗の貞観二十二年（六四八）二月の朝集での発言（『冊府元龜』卷一五七「帝王部」）をその

まま引用したものである。また同じく太宗の著作である『帝範』

「崇文篇」にも「宏風導俗、莫尚於文、敷教訓人、莫善於学」の類似表現が見える。表現の類似度からみれば、嵯峨天皇勅の「経国治家」の一句は太宗の朝集発言によるものか、

「帝範」によるものか、或いは『懷風藻』序によるものかは、俄に判断し難い。しかしいづれにせよ、「経国治家」の一句を含むこれらの表現はすべて儒家的学問の重要性を強調する崇学の立場から取り上げられたものであり、そこに見える「文」と「学」は詩文のことではなく、儒家典籍や礼儀制度に関する学問のことを指しているに違いない。それ故、嵯峨天皇勅の「経国治家」の一句はもとより詩賦をはじめとする文学とは直結しなかつたものと言えよう。勿論当該勅では「庶使拾芥磨玉之彦、霧集於環林、吞鳥雕虫之髦、風馳乎壁沼」（願うところは能文の人材が大学に集まることだ）と崇学の目的が述べられていることからみると、修辭的な詩文の創作も「文」と「学」の範疇に入るものとは認められるが、しかしこれはあくまでも大宰府の教育に文学教育が含まれていたことを示しているのみであり、当該勅が「文章経国」思想をもとにした根柢にはならない。

実は改めて嵯峨勅の文脈を見れば分かるように、そもそも「経

「国治家」の一句は嵯峨朝の理念ではなく、平城朝初年（大同之初）の諸王や五位已上の官人の子孫を大学に入学させるという学制改革の理念として取り上げられたものである。嵯峨勅はこの理念に基づいた学制改革の内容を述べた後、長年にわたる学習を強制しても結局は期待通りの学業は成就されなかった（「朽木難琢、愚心不移。徒積多年、未成一業」と改革が頓挫したことを示したうえで、「自今以後、宜改前勅」と先の勅の撤回を表明した。したがって、当該勅は「経国治家、莫善於文」の理念を宣揚するどころか、逆にその失敗を宣告するものとも言える。以上の考察からみると、嵯峨天皇勅の「経国治家」の措辞は「文章経国」思想が存在した証拠にはならない。では、前述した三つ目の資料、有智子内親王薨伝に記載された嵯峨天皇詩はどうか。

忝以文章著邦家、莫将榮楽負煙霞。  
即今永抱幽貞意、無事終須遣歳華。

（『統日本後紀』承和十四年十月二十六日）  
『統日本後紀』の記載によると、弘仁十四年（八二三）二月、齋院に行幸した際に、嵯峨天皇が文人たちに春日山莊詩を賦させた。そのうち、有智子内親王の作品が特に優れていたため、天皇は彼女を三品に叙して自分の「書懷」詩を贈った。詩の内

容は前掲のとおりである。滝川氏はこの詩の冒頭の「忝以文章著邦家」の一句によって、「嵯峨が「文章経国」思想を持っていたことは確かであろう」と判断しながらも、「これのみを根拠として、嵯峨朝が「文章経国」を時代思潮としたと理解することも困難ではなからうか」と述べた。しかし平安初期文壇の中心にあった嵯峨天皇の個人の好尚が時代風潮となった可能性は十分にある。当該詩を嵯峨天皇個人の思想の現れとするだけでは、時代思潮としての「文章経国」思想の存在を否定はできない。

詩句に対する具体的な解釈はなされていないが、滝川氏を含む従来の先行研究は共に「忝以文章著邦家」の一句を「文章経国」思想の反映と捉えている。諸先学の論に記された「文章経国」著「邦家」という訓み方から見ると、それらがこの一句を「文章経国」思想と結びつけたのは、恐らくこの「著」を讀めるの意の動詞「著（あらは）す」、或いは樹立する意の動詞「著（た）つ」と解釈し、「以文章著邦家」を文章をもって国を讀める、或いは立てる意と捉えたからであろう。しかしこのような読みには一つの問題がある。それは即ち「忝」字の解釈である。「忝」は自分が受けた待遇が分に過ぎたことを謙遜する場合、或いは分に過ぎることを承知した上で、あえて何か

の行為を実行しようとする場合に用いる表現である。このような表現を「以文章著邦家」の前に置くと、あたかも「文章経国」〔著邦家〕という行為は本来実行されるべきではなかったということを主張しているように見える。しかもこの一句の直後は、榮楽のために自然の美景（煙霞）を裏切るなという「経国」の反面をなす反政治的な主張がなされていて、一層文脈上の不自然さが生じている。従って、この一句の解釈については、別案を考える余地があると思われる。

実は「著」という語には樹立する、或いは讃える意のほか、「名著海内」、学為「儒宗」（『三国志』「魏書」卷二十二）などの例が示すように、目立つ、名を馳せるという意の形容詞的動詞「著（あらは）る」と捉えることもできる。これを踏まえ、改めてこの詩の意味を解釈すると、以下のようになる。「恐れ多いことではあるが文章をもって天下に名を馳せ、目の前の榮楽のために自然の美景（煙霞）を裏切ってはいけない。今日から常に隠逸の気持ち（幽貞意）を心に抱けば、きつと無為のままで年月を送れるだろう」。前述のとおり、この詩は弘仁十四年二月の作品である。二ヶ月後、嵯峨天皇は淳和天皇に譲位し、自らは太上天皇として冷然院に退居し、政治への関与もかなり減少した。当該詩は政治を離れ、文学や自然に身を投

じようとした退位直前の嵯峨天皇の心の声とも言えよう。従って、文章をもって天下に名を馳せるといふ発想及び「榮楽」という表現は、『典論』の影響を受けた可能性がなくなはないものの、当該詩の主張自体は「文章経国」思想とは関係のないものだと判断してよいだろう。

以上、「文章経国」思想の表徴とされてきた嵯峨朝の三つの資料を検討した。実はこれらの資料の他、最もよく「文章経国」思想との関連性で言及されるのは淳和朝に成立した『経国集』である。当該集は「経国」と名付けられたのみならず、その序文にも『典論』の引用が見える。従って、当該集は『典論』から多大な影響を受けたことは間違いないだろう。しかし『経国集』序が引用した『典論』は「文章経国」に関わる部分ではなく、作者に対する詩文創作の意義を述べる部分である。そもそも『典論』において、「文章経国」に関する記述は「蓋文章経国之大業」の一句のみであり、その論旨はむしろ「文」の不朽性、「文人相軽」ということ、及び文章創作おける作者の気質の働きを説く「文氣説」にあると思われる。これまで一部の先行研究は『経国集』序の冒頭の政教的内容を「文章経国」思想の理論展開と見て、「経国」を詩文の政教的機能と解釈してきた<sup>(1)</sup>。しかし実際に『経国集』序の記述を見ると、政教的な内

容は極一部の分量しか占めておらず、しかもその直後に文学の修辞の価値や不朽性も同時に強調されているので（詳しくは第四章で後述する）、これをもって『経国集』の「経国」を「文章経国」思想の表徴としてはいけない。またこれに対して、「文章経国」を文学の「経国性」、換言すれば詩文の国家経営に関わる性格と解釈する研究者もいる。しかし日本漢文学の展開はハイレベルの漢文教育を前提とし、もとより大陸文化の導入という国家事業の一部である。その公的性格は『典論』の受容を待たずとも、既に奈良時代に成立した『懷風藻』所収の数多くの応詔・侍宴の作品に反映されている。このような性格を「文章経国」思想の表徴と見るのは勿論適切ではない。

以上の考察からみれば、一つの結論が浮かび上がってくる。それは即ち現存する資料の範囲で言えば、平安初期においては、『典論』からの影響をもとにした「文章経国」思想の存在は確認できないということである。にもかかわらず、このような思想の存在が定説となったのは、嵯峨・淳和朝は漢風を謳歌する時代風潮にあり、漢文学が隆盛していたものと捉える先入観によって、自然にこれらの現象が現れた理由を特定の時代思潮、或いは文学理念の影響に求めた結果ではないかと思われる。しかしこのような帰納的な解釈は各勅撰漢詩文集の編纂をはじめ

とする、国家政治に連動する文学活動の展開の具体的な動機及び、それと前代文学との関連性への観察の可能性を遮ってしまった。平安初期漢文学の公的性格を正確に把握するためには、まずそれを「文章経国」思想の呪縛から解放し、改めて当時における漢文学と国家経営との関係を検討しなければならない。以下、国家経営との関係を示す「経国」という表現を直接序文に掲げた『凌雲集』及び『経国集』という二つの勅撰漢詩文集の編纂をめぐる、改めて平安初期漢文学の展開を考察する。

## 二、『凌雲集』の編纂と「文章不朽」

①臣岑守言、魏文帝有<sub>レ</sub>曰、文章者経国之大業、不朽之盛事。年寿有<sub>レ</sub>時而尽、榮華止<sub>レ</sub>乎其身。信哉。②伏惟皇帝陛下、握<sub>レ</sub>哀紫極、御<sub>レ</sub>辨丹青、春台展<sub>レ</sub>熙、秋荼翦<sub>レ</sub>繁。睿知天縱、艷藻神授、猶且学<sub>レ</sub>以助<sub>レ</sub>聖、問而増<sub>レ</sub>裕。属<sub>レ</sub>世機之静謐、託<sub>レ</sub>琴書而終<sub>レ</sub>日。嘆<sub>レ</sub>光陰之易<sub>レ</sub>暮、惜<sub>レ</sub>斯文之将<sub>レ</sub>墜。爰詔<sub>レ</sub>臣等、撰<sub>レ</sub>集近代以来篇什。臣以<sub>レ</sub>不才、忝承<sub>レ</sub>絲綸、命<sub>レ</sub>渙汗。代<sub>レ</sub>大匠斷、傷<sub>レ</sub>手為<sub>レ</sub>期。（後略）

（『凌雲集』序）

右は『凌雲集』序における集の編纂動機を述べる部分である。

この部分において、序文の作者小野岑守はまず曹丕の『典論』を引用し(①)、そして嵯峨天皇の指示による集の編纂経緯を述べた(②)。先にも触れたが、文章の冒頭で古典を引用するのは『文選』・『国秀集』などの詩文集の序文や『南史』・『北史』などの正史の文苑伝の序論によく見られる形式である。その目的は主に「文」の重要性を強調し、或いは撰者の文学観を展開するための下地を作ることにあると考えられる。前述のとおり、『凌雲集』序においては、『典論』の文学観に関する理論展開はなされていらない。従って、この引用は主に「文」の重要性を強調しようとしたのだろう。では『凌雲集』序の作者小野岑守はなぜ多くの文学論のうち『典論』のみを選んだのか。この問題を「文章経国」の時代思潮との関連性から説いた研究者は少なくないが、前章で論じたように、平安初期においては、『典論』からの影響をもとにした「文章経国」思想の存在が確認できない。一方、小島憲之氏をはじめとする一部の研究者は「文章経国」思想の影響を認めながらも、『凌雲集』序における『典論』の引用は後文の嵯峨天皇の「嘆光陰之易暮、惜斯文之將墜」という慨嘆に繋がるものであり、「経国」よりもむしろ「不朽」の方に焦点を置いていと指摘した。<sup>(14)</sup>

小島説に従った先行研究は凡そ嵯峨天皇の慨嘆に見える「斯

文」(傍線部)という表現を『典論』の「文章」と同じ意に捉えている。しかし仮にこのような解釈が正しいとしても、嵯峨天皇の慨嘆はただ「文章」の消えやすい性格を示したのみであり、『典論』の「文章不朽」を反映してはいない。小島氏がその『凌雲集』の注釈に指摘したとおり、「斯文」という表現は恐らく「論語」の「子畏<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>匡。曰、文王既没、文不<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>茲乎。天之將<sub>レ</sub>喪<sub>レ</sub>斯文<sub>一</sub>也、後死者不得<sub>レ</sub>与<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>斯文<sub>一</sub>也。天之未<sub>レ</sub>喪<sub>レ</sub>斯文<sub>一</sub>也、匡人其如<sub>レ</sub>予何」(「子罕」)を典拠にしたものである。氏は『論語』の「斯文」を「文章」と解釈した皇侃の義疏を引き、それを詩文・文学、転じて著作の意と捉えた。しかし孔子が文王から受け継いだ「文」をただその著作と理解するのは明らかに儒家の思想文化の実態にそぐわない。確かに皇侃は「斯文」を「文章」と解釈しているが、ここでの「文章」とは著作の意ではなく、「考<sub>レ</sub>文章、改<sub>レ</sub>正朔」(『礼記』「大伝」)の「文章」と同じように儒家の礼楽文化を指していると思われる。勿論「降及<sub>レ</sub>建安、曹公父子篤好<sub>レ</sub>斯文<sub>一</sub>」(鍾嶸「詩品」上)のように「斯文」を詩文の意に用いた例もなくてはならない。しかし「墜」との組み合わせを考えると、「斯文」を儒家の礼楽、或いは歴史の意に用いた、「夫夫子閔<sub>レ</sub>王道之缺、傷<sub>レ</sub>斯文之墜……於<sub>レ</sub>是就<sub>レ</sub>大師以<sub>レ</sub>正<sub>レ</sub>雅頌、因<sub>レ</sub>魯史以<sub>レ</sub>修<sub>レ</sub>春秋」(『文心雕龍』「史

伝)、「令升、安国有良史之才、而所著之書惜非正典」。悠悠晋室、斯文將墜」(『晋書』卷八十二)などの例が示すように、『凌雲集』序の「斯文」はやはり儒家の礼楽文化、転じてある時代の文化・歴史を指す表現と捉えるべきであろう。

以上の認識を踏まえ、改めて前掲した『凌雲集』序の記述を整理すると、以下のようになる。①曹丕の言葉によると、「文」の創作は国の経営に関わる、人の名声を後の時代に残す不朽性を持つ重要なことである。②才徳兼備の天皇は学問を重視し、この治世の風雅や華やかな文化がむなく消えることを惜しみ、臣下に「近代以来」の篇章を集めるよう命じた。詩文を集めることを通して、ある時代の文化や風雅を後世に残すという発想は、確かに作者の名を後世に残すという文章の「千載之功」を説く『典論』の「文章不朽説」によく似ている。しかし『典論』が扱った不朽の対象は個人の名声であるのに対し、『凌雲集』序のそれはある時代の文化や風雅、言い換えれば、国家の名声である。こうしてみれば、『凌雲集』序が他の文献ではなく、『典論』のみを冒頭に引用したのは、その「文章不朽説」に注目し、不朽の対象を個人の名声から国家の名声に変えることを通して国家政治に関わる「経国性」をもとの文脈に加え、それによって当該勅撰漢詩集の編纂動機を強調して述べようとしたため

であろう。ここで一つ注意しなければならないのは、確かに一見すると、文章の「不朽性」と同じように、それに付された「経国性」も『典論』からの示唆によるもののように見える。しかし『典論』では「文章経国」に関する理論展開がなされていないことに鑑みると、ここの「経国性」はやはり勅撰漢詩集という公的性格に起因する『凌雲集』の独自の発想と見るべきであろう。

### 三、『凌雲集』の作品配列と嵯峨朝の文化的地位の確立

第一章で述べたように、日本の漢文学は生まれながらにして国家政治に関わる一種の公的性格を帯びている。こうした公的性格は早くも奈良時代に成立した『懷風藻』序に現れている。同じく漢文学創作の繁栄を治世の文化象徴と見る点からみれば、『凌雲集』序に反映されている詩文の「経国性」は『懷風藻』序の文学観を継承するものとも言える。しかし『懷風藻』序は詩文の創作活動を治世の象徴とし、作品の美的性格に対してはあまり顧みなかったのに対し、『凌雲集』序は具体的な文学作品に注目し、作品の採択基準として「掩其瑕疵、举其警奇」

以表一篇尽善之未<sub>レ</sub>易」と述べる。ここにみえる「警奇」という語には、作品の美的性格への関心が前面に出されている。文学活動の意義を重視する『懐風藻』から、文学作品の美的性格へと総集の作品の採択基準が変化したことは、漢文学における形式から内容への認識の深化を示している。しかしこれは決して『凌雲集』の編纂が漢詩文の文学性を追求するために行われたことを意味するわけではない。

勅撰漢詩文集の研究において、『凌雲集』は基本的に強い政治性を持つ官僚主義的な文学総集と見なされている<sup>⑮</sup>。前述したその序文の『典論』の引用を除けば、こうした認識の主な根拠は「得<sub>レ</sub>道不<sub>レ</sub>居<sub>レ</sub>上、失<sub>レ</sub>時不<sub>レ</sub>降<sub>レ</sub>下、無<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>亡<sub>レ</sub>、一依<sub>レ</sub>爵次<sub>レ</sub>」（『凌雲集』序）という作品の配列基準に確認できる。『懐風藻』と同じように、『凌雲集』の作品配列も作品ではなく、作者をもとにしてなされたもの（以下「以<sub>レ</sub>人為<sub>レ</sub>次」と表す）である。しかし、同じく「以<sub>レ</sub>人為<sub>レ</sub>次」の配列基準を用いたとは言え、『懐風藻』の配列順は作者の活躍した時代順であるのに対し、『凌雲集』のそれは作者の官爵の高低による。このような体例は奈良や平安時代の総集編纂では類例を見ないのであり、その由来について、半谷芳文氏は唐の『珠英学士集』の影響を指摘した<sup>⑯</sup>。

『珠英学士集』は『三教珠英』の編纂に関与した学士達の唱和作品を収録した詩集であり、そこには『凌雲集』と同様の作品の配列基準が用いられている。特定の宴会や送別の際の文学創作を記録した幾つかの専門的な文学総集を除けば、唐以前の総集において、こうした体例を採用したのは当該集のみである<sup>⑰</sup>。では、『珠英学士集』はなぜこの体例を用いたのか。李嶠・張説などの高級官人を含む珠英学士達の詩文往来が行われた時期は、『珠英学士集』の編纂とはさほど隔たっていないことが想定される。そこで盧燕新氏は詩文総集の編纂によく用いられる作者や作品の時代順、或いは作品の芸術性をもとにする配列方法は『珠英学士集』の編纂にとって意味をなさないことであり、また作者がまだ生存しているうちに、こうした配列方法を用いることは余計なトラブルを招く恐れもあると指摘した<sup>⑱</sup>。所収の作品の作成が集の編纂とはさほど隔たっていない点、また所収の作者には貴頭の人物が含まれている点は『凌雲集』の場合も同じである。従って、盧氏の指摘は『凌雲集』の編纂にも適用することができる。しかしこれだけではまだ『凌雲集』がこのような特殊な体例を用いた理由を完全に説明しきれたとは言えない。なぜなら、後の『文華秀麗集』や『経国集』のように、まずは作品の体裁や題材による分類を行い（以下「以<sub>レ</sub>

類為「次」と表す)、そして各類の中ではまた作者の官位順に従って作品を配列すれば、『珠英学士集』のような特殊な体例を取り入れずとも、同じ効果が得られるはずである。では『凌雲集』はなぜ作品ではなく、作者を配列の第一基準にしたのか。

先にも触れたが、「以人爲次」の体例を作品配列の第一基準に用いたのは『凌雲集』のみならず、前代の『懷風藻』も同じである。作品よりもむしろ詩文の創作活動に焦点を置いた『懷風藻』が文学活動の主導者である作者を通し、創作活動のありようを伝えるのは自然なことであるが、作品そのものに注目した『凌雲集』の編纂はなぜ同じく「以人爲次」の体例を作品配列の第一基準にしたのか。改めて前掲した「掩其瑕疵」、挙其警奇、以表一篇尽善之未易」という『凌雲集』の作品の採集基準をみると、確かに「警奇」という作品の美的性格への注目が前面に出されているが、しかしそれは特定の題材、或いは作品の風格と言うより、むしろ集の編纂動機に直接関連する、「近代以来」の文化や風雅の反映としての作品の機能を示していると思われる。『凌雲集』が作品そのものに注目したのは、正にこうした機能のためではなからうか。こうしてみると、作品の風格や題材をもとにする「以類爲次」の配列方法よりも、「近代以来」の作品が構成する文学空間を、作者の官位によっ

て表される政治空間に重ね合わせた「以人爲次」の体例は、明らかに天皇中心の「文化国家」のありようを後世に伝えるという『凌雲集』の編纂動機に相応しい。実はこうした体例上の工夫は『凌雲集』全体の作品配列のみならず、同じ作者の作品の配列にも適用されている。

平安初期の漢詩は作成の場によって大きく三つの類型に分けられる。一つ目は正月や重陽などの節会の宴会で作られた侍宴・応制類の作品。二つ目は行幸・遊覧などの非儀式的な場で作られた作品。三つ目は前述した二種類の作品以外のものである。滝川幸司氏はこの三種類の作品を検討し、第一類の作品を「公宴」作品、第二類の作品を「密宴」作品と称し、桓武・平城朝から『凌雲集』の成立にかけての漢文学の創作は、常に「公宴」作品の創作を中心にし、特に『凌雲集』の場合、同一作者の作品は基本的に「公宴」・「密宴」・その他の順序で並べられていることを指摘した。このような作品配列の体例は公から私に及ぶ天皇の支配下の政治空間の構成を反映し、『凌雲集』全体の作品配列と相まって実際の政治秩序に基づく文学空間中の「国家」を構築した。

では、嵯峨天皇はなぜ自分の統治が始まって六年目となる弘仁五年に、文化・風雅の消えることを恐れ、『凌雲集』の編纂

を命じたのか。この問題について、まず考えられるのは菅原清公や空海などの遣唐使や遣唐僧の影響である。『凌雲集』の編者の一人である菅原清公は曾て遣唐使として文学を好んだ唐徳宗に謁見した。そのとき、唐の宮中の文事や儀式の盛況を目の当たりにしたり、耳にしたりしたに違いない。治世の文化や風雅を記録する『凌雲集』の編纂は彼の提議によった可能性が十分に考えられるだろう。また同じく入唐経験を持つ空海は、嵯峨天皇の即位から『凌雲集』の成立にかけての僅か六年の間に、唐で入手した最新の詩文集・文学論を含む多くの文物を天皇に献上した。『性霊集』所収の上表文や『凌雲集』所収の嵯峨天皇の贈詩は、文事をめぐる空海と嵯峨天皇との緊密な関係をも語っている。また『凌雲集』の編者であり、同時にその序文の作者でもある小野岑守も空海と親しかったことが指摘されている。<sup>22)</sup>河野貴美子氏は空海の文章を分析し、彼にとって「文」は「この世の真理につながるものであり」、「それを永遠に伝えるものにはかならなかつた」と指摘した。<sup>23)</sup>治世の文化や風雅を記録して後世に永遠に伝えるという『凌雲集』の編纂動機は或いはこうした認識から示唆を受けたかもしれない。

『凌雲集』序の記述によると、当該集に収められている「近代以来」の作品は即ち桓武朝の延暦元年（七八二）から集の編

纂当時の弘仁五年にかけてのものである。そのうち、桓武朝の作品はおおよそ東宮時代の平城上皇とその臣下の作であるので、作者の身分によって『凌雲集』の作品を大きく平城上皇周辺の作品と嵯峨天皇周辺の作品に分けることができる。数からみれば、嵯峨天皇周辺の作品は平城上皇周辺のそれを大きく上回っている。また作品の創作形式からみると、嵯峨天皇や平城上皇周辺の君臣唱和の文学の往来は共に後の『経国集』に記録されているが、『凌雲集』では前者のみが反映されている。こうした特徴によって先行研究は「葉子の変」以後の時代状況を踏まえ、『凌雲集』の編纂は平城上皇やその旧臣の作品を嵯峨朝中心の文学総集に収めることを通して、旧勢力との関係を和らげる一方、それと同時に治世の象徴としての君臣唱和の創作形式をもつて、平安新京の政治や文化における嵯峨朝の中心地位を強調するものと指摘した。<sup>24)</sup>大同五年（八一〇）、平城上皇と嵯峨天皇との対立が深刻化した結果、「葉子の変」といわれる政変が起こった。この政変は嵯峨派の勝利で終息し、その後、政治や文化全般にわたって、「平城朝的なもの」から「平安朝的なもの」へと転換していった。<sup>25)</sup>こうした転換に向けて、いかに平城上皇との関係を改善しながら、永遠の都としての平安京の政治、文化的地位を確立するのかということが嵯峨朝の重要

な課題となる。この課題を解決するために、一連の政策が打ち出されたのであり、平城上皇周辺の作品を嵯峨朝中心の「文学の国」に納め、そして「警奇」の作品をもって桓武朝以来の平安新京文化における嵯峨朝の中心的地位を強調する『凌雲集』の編纂も、この一連の政策の一環と見るべきであろう。こうした経緯が即ち『凌雲集』の公的性格（経国性）の由来だと思われる。

#### 四、『経国集』の編纂と人材任用の基準の更新

勅撰漢詩文集の研究において、『経国集』序の冒頭の漢籍の文学論からの集中的な引用は、常に「文章経国」思想の理論展開と見なされてきた。しかし前述したように、漢籍では、このような古典の引用は主に「文」の重要性を強調する、或いは作者の文学観を展開するための下地を作るためになされるものである。

臣聞、(1)天肇書契、奎主文章。古有採詩之官、王者以知得失。故文章者、所以宣上下之象、明人倫之敘、窮理尽性、以究万物之宜者也。(2)且文質彬彬、然後君子。譬猶衣裳之有綺縠、翔鳥之有羽儀。(3)

楚漢以来、詞人踵武、洛汭江左、其流尤隆。揚雄法言之愚、破道而有罪、魏文典論之智、経国而無窮。是知文之時義大矣哉。(4)雖齊梁之時、風骨已喪、周隋之日、規矩不存、而沿濁更清、襲故還新。必所擬之不異、乃暗合乎曩篇。(5)夫貧賤則懼於飢寒、富貴則流於逸樂。遂當目前之務、而遺千載之功。是以古之作者、寄身於翰墨、見意於篇籍、不託飛馳之勢、而声名自伝於後。在君上則天文之壯觀也、在臣下則王佐之良媒也。(後略)

(『経国集』序)

右は『経国集』序の冒頭部であり、漢籍の引用が最も顕著な部分でもある。論述の便宜上、記述の流れに沿って本文に番号を付した。まず(1)は『孝経授神契』・『文章流別論』を引用し、「宣上下之象」「明人倫之敘」と、文章は政治や社会の秩序を人々に伝えて明確にするものであるという、その政教的な機能を述べた。この部分は序文全体において直接儒家の政教的文学観を説いた唯一の記述である。(2)は『論語』・『翰林』を引き、服には「綺縠」があり、鳥には「羽儀」があるように、修飾的な「文」も内容の「質」と同様に重要であることを述べた。そして(3)は中国の楚漢から魏晋までの文学史を述べ、

特に楊雄と曹丕の文学論を取り上げ、「文」に対する態度の差による彼らに対する後世の評価の差を通し、「文」の重要性（「時義」）を強調した。続いて（4）は中国の齊梁から周隋までの文学史を述べ、陸機の「文賦」の表現を借りてそれを評価した。ここでは隋末以来の文学批評に沿って、齊梁周隋文学の形式主義的な傾向を批判したが、しかしその批判には「雖」という表現をもって留保が付けられている。前後の文脈からみると、序文作者の真意はむしろ「或襲故而弥新、或沿濁而更清」、「必所擬之不殊、乃暗合乎曩篇」という「文賦」の表現をもとにした前掲の引用文の傍線部にあると思われる。「文賦」のこの二句はいずれも「文」のオリジナリティの必要性を強調するものである。『経国集』序がこの二句を齊梁周隋文学の評価に用いたのは、文学の獨創性をもってこの時期の文学の形式主義的な傾向を正当化しようとしたからであろう。最後の（5）は『典論』を引用し、文学を創作することの作者にとつての意義、特に君主や臣下にとつての意義を述べた。

以上の考察に基づき、前掲の『経国集』序の冒頭部を三つの部分に分けることができる。（1）と（2）は「文」の機能をもってその重要性を述べた。（3）と（4）は文学史の回顧や評価を通し、各時代に盛んに行われた文学活動の意義を確認した。

（5）は作者の立場から文学創作の重要性を強調した。この三つの部分の論旨からみると、『経国集』の冒頭部はただ「文」の機能、文学史及び作者の三つの方面から「文」の重要性を強調し、勅撰漢詩文集の編纂の正当性を主張したのみである。たとえ（1）のような政教的内容があるとしても、それはただ「文」の一つの機能として挙げられているのみであり、「文章経国」思想に対する理論展開ではない。

才何世而不奇、世何才而不用。方今梁園臨宴之操、瞻筆精英。縉紳俊民之才、諷託驚拔。或強識稽古、或射策絶倫、或苞蓄神奇、或潜摸旧製。伏惟皇帝陛下、教化簡朴、文明鬱興。以為、伝聞不如親見、論古未若徴今。爰詔正三位行中納言兼右近衛大将春宮大夫良岑朝臣安世、令臣等鳩訪斯文也。（後略）

（『経国集』序）

右は『経国集』の編纂理念や編纂動機を述べる部分である。この部分は前掲した序文の冒頭部の最後の一句「在臣下則王佐之良媒也」を受け、まずどのような時代においても人材は重宝されるべきものであり、どのような才能を持つ人材であっても治世では活躍の場があることを述べた。前後の文脈からみると、この「才」は即ち「王佐之良媒」としての「文」に長ず

る人のことだと思われる。従って、『経国集』の編纂は即ちこうした能文の人材の任用の立場で行われたことだと言えよう。<sup>27)</sup> 続いて作者は多様な文体や風格に長ずる人材が現れてくる当時の治世を背景にし、淳和天皇の「伝聞不<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>親見」、論古未<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>徵<sub>レ</sub>今「傍線部」という勅撰漢詩文集の編纂理念を取り上げた。『経国集』序においては、楚漢から周隋までの中国文学史が記されているものの、自国の文学史に関しては何も言及されていない。従って、前掲した編纂理念に見える「古」や「伝聞」は即ち隋以前の中国文学を指していると思われる。それに対し、「親見」の対象となる「今」は即ち集の採集範囲が示す元明天皇即位の慶雲四年（七〇七）から集の編纂当時の天長四年（八二七）にかけての百二十年間の優れた作品のことである。この期間は律令国家の成立や発展の軌跡とおおよそ一致し、『続日本紀』や『日本後紀』のような正史が扱う時代ともほぼ重なっている。こうしてみれば、「伝聞不<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>親見」、論古未<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>徵<sub>レ</sub>今」という編纂理念は即ち身近にある律令国家成立以来の優れた自国文学（今）をもって、「伝聞」である隋以前の中国文学（古）を取り替え、それを新たな「文」の基準として、人材の任用に取り入れようとしたということになる。

国際交流や国内の政務がほぼ漢文でなされた当時の日本に

とって、能文の人材は当然必要なものである。詩賦の創作を課す文章生試が桓武朝で実行されて以来、文学と人材任用との関係は一層緊密なものとなった。<sup>28)</sup> 学制の改革がその後も頻繁に行われ、淳和朝初期の例を挙げてみると、まず天長元年（八二四）、多治比今麻呂の奏状によって、諸王及び五位已上の子孫を大学寮に入学させるといふ強制入学政策が実行された。<sup>29)</sup> 第一章前掲の嵯峨天皇勅に記されたように、大同三年平城天皇も同趣旨の勅を発したが、それを実行することは困難で、ついに嵯峨天皇に廃除された。大同に比べ、天長元年の改革には「学業足<sub>レ</sub>用、量<sub>レ</sub>才授<sub>レ</sub>職」という任官に関わる内容が見える。これによって、先行研究は大同三年勅の趣旨が理想的な学問の普及であるのに対し、天長の改革は官吏登用の実際的なものであったと指摘した。<sup>30)</sup> また嵯峨朝の弘仁十一年（八二〇）十二月八日官符によって規定された、三位以上の良家子弟に限った文章生の採用資格は、天長四年六月十三日官符（『本朝文粹』巻二）によって、天平二年（七三〇）三月二十七日格の規定に戻され、雑任・白丁までに広げられた。<sup>31)</sup> 淳和朝初期のこの二度の学制改革はいずれも前代の規定に基づき、嵯峨朝の政策を訂正したものである。これらの改革から、官吏登用のためにより広範囲の人材育成を行った淳和朝の大学寮教育の姿勢が見受けられる。

以上の二度の学制改革とおおよそ同時期に『経国集』の編纂は命じられた。自国の優れた文学をもって人材任用のための新たな「文」の基準を確立するという編纂理念からみると、当該集の編纂はやはり淳和朝の学制改革と連動するものとみるべきであろう。『経国集』に収録された詩・賦・序・对策の四つの文体のうち三つが文章生試や文章得業生試と直接関連するものであることは即ちその裏付けとなる。漢籍においては、「忠以衛<sub>レ</sub>主、孝以立<sub>レ</sub>身、文以経<sub>レ</sub>国、惠以安<sub>レ</sub>人」（張説「太子少傅蘇公神道碑」『文苑英華』卷八百八十三）、「武有<sub>二</sub>折衝之威<sub>一</sub>、文懷<sub>二</sub>経国之慮<sub>一</sub>」（『晋書』賈充列伝）などの例が示すように、国家経営に関わる「経国」の「文」に長ずることはよく人材の評価基準とされる。また人材任用との直接的な関係から言うと、唐の景雲二年（七一）の科挙試験の科目として「文以経国科」が設置され（『唐会要』卷七十六）、同年の対策題にも「文可以経邦国策」と見える（『文苑英華』卷四百七十九）。『経国集』が「経国」と名付けられたのも、恐らくこうした漢籍の用例を踏まえ、人材の任用と緊密に関わっていた当該集の性格を示そうとしたのだろう。

人材任用の立場から『経国集』と国家政治との関連性を考える際に、もう一つ注意しなければならないのはその序文における

る文学史の叙述である。『経国集』が成立した天長四年は中唐文宗の太和元年である。それ以前の初唐・盛唐の文学が日本漢文学に大きな影響を与えたにも関わらず、『経国集』序においては唐の文学へは言及がなされなかった。先にも触れたが、『経国集』序が文学史の叙述をする際に、意識的に大陸の要素を排除するのではなく、逆に堂々と大陸の影響を認め、自国の文学を大陸の文学史に位置づけた。隋以前の中国文学を「古」として、律令国家成立以来の自国文学をそれに継ぐ「今」とした上で、序文の作者は淳和天皇の意志に託してまるで東アジア漢字文化圏の中心にあった唐のような口ぶりで「伝聞不<sub>レ</sub>如親見<sub>一</sub>、論古未<sub>レ</sub>若徵<sub>レ</sub>今」と宣言した。この宣言は日中両国の文学を一つの歴史と連ねる文学史観を示したのみならず、唐に比肩する新たな律令国家日本の文化の自信をも反映している。『経国集』の編纂は即ちこうした自信をもとにし、律令国家の成立以来の自国文学を人材任用のための新たな「文」の基準として確立しようとしたために行われたものであろう。

### おわりに

本稿は勅撰漢詩文集の編纂をめぐる、平安初期漢文学の展

開や国家政治に関わるその公的性格を検討した。紙幅のために、検討の対象を国家経営との関係を示す「経国」という表現を直接序文に掲げた『凌雲集』や『経国集』のみに限定したが、実はこの二つの集の他に、文学の美的性格に焦点を置いた『文華秀麗集』の編纂も嵯峨朝の一連の唐風化政策の一環として、やはり嵯峨天皇中心の政治秩序の確認という公的要素の影響に負うところが大きい<sup>(34)</sup>。本稿が考察してきたとおり、『凌雲集』の編纂は桓武朝以来の旧勢力を統合し、平安新京の治世における嵯峨朝の中心的地位を確認するために行われたものであり、それに対し、『経国集』の編纂は律令国家成立以来の自国文学をもつて人材任用のための新たな「文」の基準を確立するために行われたものである。国家政治に関わるこうした多岐に渡る関与は、漢文学の機能を大きく拡張し、「経国」に強く関連していた「漢風謳歌時代」の文学の実態を示している。『凌雲集』、『文華秀麗集』・『経国集』が編纂された後、暫く勅撰漢詩文集の編纂に対する政治上の要求がなくなり、やがて、文学活動の重要な主催者である嵯峨・淳和両天皇も崩御した。そこで「経国」の基盤を失った勅撰漢詩文集の時代はついに過ぎ去ったのであった。

※使用テキスト

『凌雲集』序—小島憲之「国風暗黒時代の文学」中(中)(塙書房、一九七九)。「日本後紀」・『続日本後紀』—『日本後紀 続日本後紀 日本文徳天皇実録』(新訂増補国史大系)卷三、吉川弘文館、二〇〇〇)。「経国集」序—小島憲之「国風暗黒時代の文学」中(下)Ⅰ(塙書房、一九八五)。

注

(1) 平安初期の漢文学の隆盛、特に「文章経国」思想に関する先行研究は、滝川幸司「経国の「文」②—「典論」「論文」の受容と勅撰集の成立」(河野貴美子他編『日本「文」学史』(第一冊)勉誠出版、二〇一五)に整理されている。

(2) 松浦友久「上代漢詩文における理念と様式」『日本上代漢詩文論考』(松浦友久著作選三)研文出版、二〇〇四、一九六六初出、池田源太「文章の経国的性格」(奈良・平安時代の文化と宗教)永田昌文堂、一九七七、半谷芳文「勅撰三漢詩集考」序文と初唐の文章観」(『中古文学論攷』二、一九八一)、波戸岡旭「勅撰三集序文考」(『上代漢詩文と中国文学』笠間書院、一九八九)、後藤昭雄「嵯峨天皇と弘二期詩壇」(『平安朝漢文学論考 補訂版』勉誠出版、二〇〇五)など参照。

(3) 小島憲之「文章経国」の論」(『国風暗黒時代の文学』中(上)塙書房、一九七三)、藤原克己「文章経国思想から詩言志へ」(『菅原道真と平安朝漢文学』東京大学出版会、二〇〇一年)など参照。

(4) 注2前掲波戸岡旭著書参照。  
(5) 注1前掲滝川論文参照。

- (6) 高松寿夫『懐風藻』序文にみる唐太宗期文筆の受容』(『万葉』二一八、二〇一—四・十二) 参照。
- (7) 注1前掲滝川論文に既に指摘がある。
- (8) 注1前掲滝川論文参照。
- (9) 『経国集』序においては「典論」から「貧賤則饑於飢寒」、富貴則流於逸楽。遂管目前之務、而遺千載之功。是以古之作者、寄身於翰墨、見意於篇籍、不託飛馳之勢、而声名自伝於後。」との引用が見える。
- (10) 注1前掲波戸岡旭著書、半谷芳文「勅撰三漢詩集、及び『懐風藻』体例考—六朝・唐代の総集体例から考察する奈良末・平安朝漢詩集の特質」(『中国詩文論叢』三五二〇一—六・十二) 参照。
- (11) 注1前掲の松浦著書、池田著書、注3前掲の小島著書など参照。
- (12) 小島憲之「古今集への遠い道—九世紀漢風讚美時代の文学」(『国風暗黒時代の文学』(補篇) 塙書房、二〇〇二年)、注2前掲波戸岡旭著書参照。
- (13) 小島憲之「凌雲集詩注」(『国風暗黒時代の文学』中(中) 塙書房、一九七九) 参照。
- (14) 『懐風藻』序の文学観については拙稿「詞人」の選定・『懐風藻』における上代詩史の叙述をめぐって」(『国文学研究』一八九、二〇一九・十) 参照。
- (15) 『凌雲集』の官僚主義的性格については、注1前掲小島著書「その基礎的研究」が論じて以来、先行研究はおおよそこの説に従う。
- (16) 注1前掲半谷論文参照。
- (17) 盧燕新氏は玄宗時代に成立した『国秀集』の三つの巻が作者の身分によって配列されているのは、『珠英学士集』の体例を継承するものだと論じた(『崔融『珠英学士集』及其以「官班為次」的編集体例』(『唐人編選詩文総集研究』中国人民大学出版社、二〇一四) )。しかし『国秀集』の各巻の内部ではやはり作者の時代順による配列方法が用いられているので、『珠英学士集』と同様に扱うべきではないだろう。
- (18) 注1前掲盧燕新著書参照。
- (19) 滝川幸司『平安初期の文壇』(『天皇と文壇—平安前期の公的文学』和泉書院、二〇〇七年) 参照。
- (20) Waibe Dance『国風の味わい—嵯峨朝の文学を唐の詩集から照らす—』(兆山円正等編『日本古代の「漢」と「和」—嵯峨朝の文学から考える—』勉誠出版、二〇一五)。
- (21) 西本昌宏『空海撰『文鏡秘府論』と弘仁期の詩人』(『空海と弘仁皇帝の時代』塙書房、二〇二〇) 参照。
- (22) 河野貴美子「空海の「文」をめぐる一考察—『遍照發揮性靈集』にみる実践と思考—」(『国文学研究』一九二、二〇二〇・十) 参照。
- (23) 注2前掲波戸岡旭著書、井実充史「平城朝の君臣唱和」(『言文』四六、一九九八・十一) 参照。
- (24) 橋本義彦「菓子の変—私考—」(『平安貴族—平凡社、一九八六) 参照。
- (25) 歴史研究において、「菓子の変」を平安文化の形成を促した一大転換期とみるのは通説となっている。こうした歴史状況の転換に大きな影響を与えたのは平城天皇との関係改善、平安京を永遠の都として確立した嵯峨朝の一連の政策だと思われる。具体的には注24前掲の橋本論文、瀧浪貞子「菓子の変」(『日本古代宮廷社会の研究』思文閣出版、一九九二)、久富木原玲「菓子の変と平安文学—歴史意識をめぐって」(『愛知県立大学文学部論集』五六、二〇〇七)、阿部龍一「平安初期天皇の政權交替と灌頂儀礼」(サムエル・C・モース、根本誠二編『奈良・南都仏教の伝統と革新』勉誠出版、二〇一〇) など参照。
- (26) 『経国集』序に対する以上の整理で述べた「引用」はただその初出を指す。実はこれらの表現はすべて『藝文類聚』のような類書、或いは『文選』のような総集からの転引である可能性も十分にある。紙幅の

ために、本稿は実際の典拠に対する検討を省く。

- (27) 小島憲之氏はその『経国集』の注釈(『国風暗黒時代の文学』中(下) I、塙書房、一九八五)では「才何世而不奇、世何才而不用」の「才」を「文才」と解釈した。しかし「在君上、則天文之壯觀也、在臣下、則王佐之良媒也」の後に置かれるという文脈を考えると、やはりこの「才」を能文の人材と解釈すべきであろう。仮に小島氏の解釈を取るとしても、『経国集』の編纂動機を人材任用との関係で捉える本稿の結論には差し支えない。

- (28) 律令国家成立の歴史を主張しようとしたならば、元明天皇の即位より、文武天皇が即位した文武元年(六九七)、或は大宝律令が完成した大宝元年(七〇〇)を採集範囲の起点にした方がより適切かもしれない。『経国集』の編者が元明天皇の即位の「慶雲四年」を起点にしたのは、天長四年との対応関係を考慮した上、百二十年の期間を保証しようとしたためか。

- (29) 文章道をめぐる平安初期の学制改革に対する検討は堀内秀見「平安初期の大学寮—文章道を中心に—」(『国語と国文学』五十、一九七三)参照。

- (30) 『類聚三代格』巻七「公卿意見事」の天長元年八月廿日条参照。  
 桃裕行「平安時代初期の教育政策」(『上代学制の研究』吉川弘文館、一九八三)参照。

- (32) この天長四年官符の性格については、飯田瑞穂「類聚三代格の欠佚卷に関する一史料について」(『飯田瑞穂著作集3 古代史籍の研究』中)、吉川弘文館、二〇〇〇年、一九七〇年初出)、川尻秋生「弘仁格式からみた大学寮」(『ヒストリア』二三八、二〇一三)、古藤真平「嵯峨朝時代の文章生出身官人」(『日本古代の「漢」と「和」—嵯峨朝の文学から考える—』勉誠出版、二〇一五)など参照。

- (33) 宋哈「嵯峨朝における文章と経国—漢文芸の二重の価値—」(『國學院雜

誌』一一九、二〇〇八・九)も人材の評価基準の視点から「文章経国」思想を論じている。

- (34) 『文華秀麗集』の編纂動機に対する具体的な検討は別稿に譲る。勅撰漢詩文集の編纂と唐風化政策との関係については、注3前掲の藤原著書の「嵯峨朝の政治文化と勅撰三集」参照。また唐風化政策と律令政治との関係については、笹山晴生「唐風文化と国風文化」(『岩波講座日本通史』五、岩波書店、一九九五)参照。